

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	健康サポート薬局に係る税制措置の延長	
要望内容（概要）	<p>中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産取得税に関して、当該不動産の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を、2年延長する。</p> <p>※ 健康サポート薬局 「患者のための薬局ビジョン」に基づき、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加え、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に推進するために医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言等を行う薬局。</p>	
関係条文	地方税法附則第11条第14項、地方税法施行令附則第7条第21項、地方税法施行規則第3条の2の17	
減収見込額	<p>[初年度] ー （ 精査中 ） [平年度] ー （ 精査中 ）</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 不動産取得税の優遇措置を延長し、健康サポート薬局への移行を支援することで、相談や支援の場として薬局や薬剤師を活用しながら、セルフメディケーションを推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ・日本再興戦略には、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、また、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第112号）においても、政府は、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の増進への取組を奨励するとされている。 ・セルフメディケーションの推進を図るためには、国民が気軽に健康に関する相談をすることができる環境や、専門家の適切なアドバイスの下で一般用医薬品等を安全かつ適切に使用できる環境を整備することが重要。 ・この点、健康サポート薬局は、薬剤師が常駐し、服薬情報の一元的・継続的管理や24時間対応・在宅対応を行う、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加え、要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制を備えるなど、セルフメディケーション推進の拠点としての機能を備えている。 ・薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションを推進するため、健康サポート薬局に対する税制面での支援措置を延長し、薬局に健康サポート機能の導入・充実を含めた積極的な取組を促進することが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策評価】</p> <p>基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること</p> <p>施策目標 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること。(I-6-2)</p> <p>医薬品の適正使用を推進すること。(I-6-3)</p> <p>【閣議決定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。 ・日本再興戦略 改定2014(平成26年6月24日閣議決定) 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進、充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みを検討 ・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号) 政府は、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の増進への取組を奨励する・平成28年度与党税制改正大綱(平成27年12月16日自由民主党・公明党) 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。 ・骨太の方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 電子版お薬手帳の活用による様々な健康情報等とリンクした薬局の総合的な健康サポート機能の充実を図る。 ・骨太の方針2017(平成29年6月9日閣議決定) 患者本位の医薬分業の実現に向け、かかりつけ薬剤師・薬局が地域における多職種・関係機関と連携しつつ、服薬情報の一元的・継続的な把握等、その機能を果たすことを推進する。
	政策の達成目標	健康サポート薬局(中小企業者が取得するものに限る。)に対する税制面での支援措置を継続することにより、薬局に健康サポート機能の導入を含めた積極的な取組を促進し、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	平成29年7月末現在、全国で435の薬局が健康サポート薬局として届け出ている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	調査中
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	健康サポート薬局の要件として、一般用医薬品の販売スペースやプライバシーを確保した相談スペースが必要である。中小企業者の薬局が健康サポート薬局を目指すにあたり、これに要する費用が負担となると考えられるため、中小企業者が開設する健康サポート薬局に対する不動産取得税の軽減措置を延長することは、健康サポート薬局となろうとする薬局の支援として有効である。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「患者のための薬局ビジョン推進事業」(29年度予算額193百万円)において、「患者のための薬局ビジョン」(平成27年10月)の実現に資するテーマ別に32モデル事業を30道府県で実施。①地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業②多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業③電子版お薬手帳を活用した地域の先進的な健康サポート推進事業④薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康サポート推進事業、の4つのテーマ別にモデル事業を実施し、健康サポート機能の更なる充実・強化など、かかりつけ薬剤師・薬局機能の推進を図る。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記モデル事業により薬局の機能の更なる充実・強化を図るとともに、税制措置で薬局に健康サポート機能の導入・充実を含めた積極的な取組を促進することにより、薬局によるセルフメディケーションのための取組を支援する。
	要望の措置の妥当性	日本再興戦略や骨太の方針2016に盛り込まれた薬局の総合的な健康サポート機能の充実を図り、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションを強力に推進していくためには、健康サポート機能の更なる充実・強化など、薬局・薬剤師の質の向上を担うモデル事業の実施とあわせて、健康サポート薬局の不動産取得税控除により、薬局に健康サポート機能の導入・充実を含めた積極的な取組を促進することが必要であり、税制措置を延長することに妥当性がある。
税負担軽減措置等の適用実績	調査中	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—	
前回要望時の達成目標	セルフメディケーション推進のための健康情報の拠点として貢献する薬局(中小企業者が開設するものに限る。)に対する税制面での支援措置を講じることにより、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進を図る。	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成29年7月末時点で、全国で435の薬局が健康サポート薬局として届け出ている。	
これまでの要望経緯	平成26年、27年、28年度税制改正要望。28年度成立。 ・平成28年度与党税制改正大綱(平成27年12月16日自由民主党・公明党) 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。	